

# 日常生活自立支援事業をご存知ですか？

認知症の方や障がいをお持ちの方などの、福祉サービス利用のお手伝いや、生活に必要なお金の管理などを契約にもとづいてサポートします。ふだんの生活で自分ひとりではどうしたらいいのかわからないときなどに利用できます。施設や病院で生活している方も利用可能です。



次のようなサポートを行います

## 福祉サービス利用援助

福祉サービスの説明や利用の手続きをお手伝いします



## 日常的金銭管理サービス

生活に必要なお金の出し入れや公共料金などの支払いをお手伝いします



## 書類預かりサービス

預貯金通帳や証書などを預かりし、貸金庫に保管します



利用料金

1時間あたり1,000円(15分250円)

※書類預かりサービスは1か月500円

サービス利用の流れ

### 相談⇒訪問・調査

専門員がご自宅などを訪問しお話を伺います

### 各種書類作成

本人の意向を確認しながら契約内容、支援計画を提案します

### 契約

本人立会いのもと、契約を結びます

### サービス開始

生活支援員が契約に基づいてお手伝いします

※施設・病院などとの契約、不動産や預貯金の運用、介護、看護、買い物、掃除などはできません。貴金属、骨董品などはお預かりできません。

相談窓口 恵那市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL0573-26-5221

交流の機会づくりを支援しています

## ふれあいいきいきサロン事業のご紹介

### 「ふれあいいきいきサロン」とは

恵那市社協が支援する「ふれあいいきいきサロン」は、地域で集いの場を作り交流する、地域住民の自主的な活動です。気軽に集まって交流を深めることにより、いきいきとした生活を過ごすとともに、閉じこもりや寝たきりなどの予防や、孤独感の解消にもつながります。



歌や踊りを楽しむサロン(笠置町・南いきいきサロン)

平成30年度、新たに6つのサロンが加わり、高齢者サロン、子育てサロン、障がい者サロンの3種類のサロン、合計96グループが市内で活動しています。

### 社協は次のようなお手伝いをしています

- サロンの立ち上げや運営についての相談、情報の提供・収集
- サロンの情報交換会および研修会の開催
- 活動費の助成(要件を満たすサロンに対し、社協支部を通じて交付)
- サロン活動保険の加入など

年度の途中でもサロン事業およびふれあい食事サービス事業を立ち上げることができます。お気軽にお問い合わせください。

